

おひとり様の老後対策

NPO法人相続遺言・交通事故支援センター

平均寿命と健康寿命

* 平均寿命

女性：87.13歳
男性：81.09歳

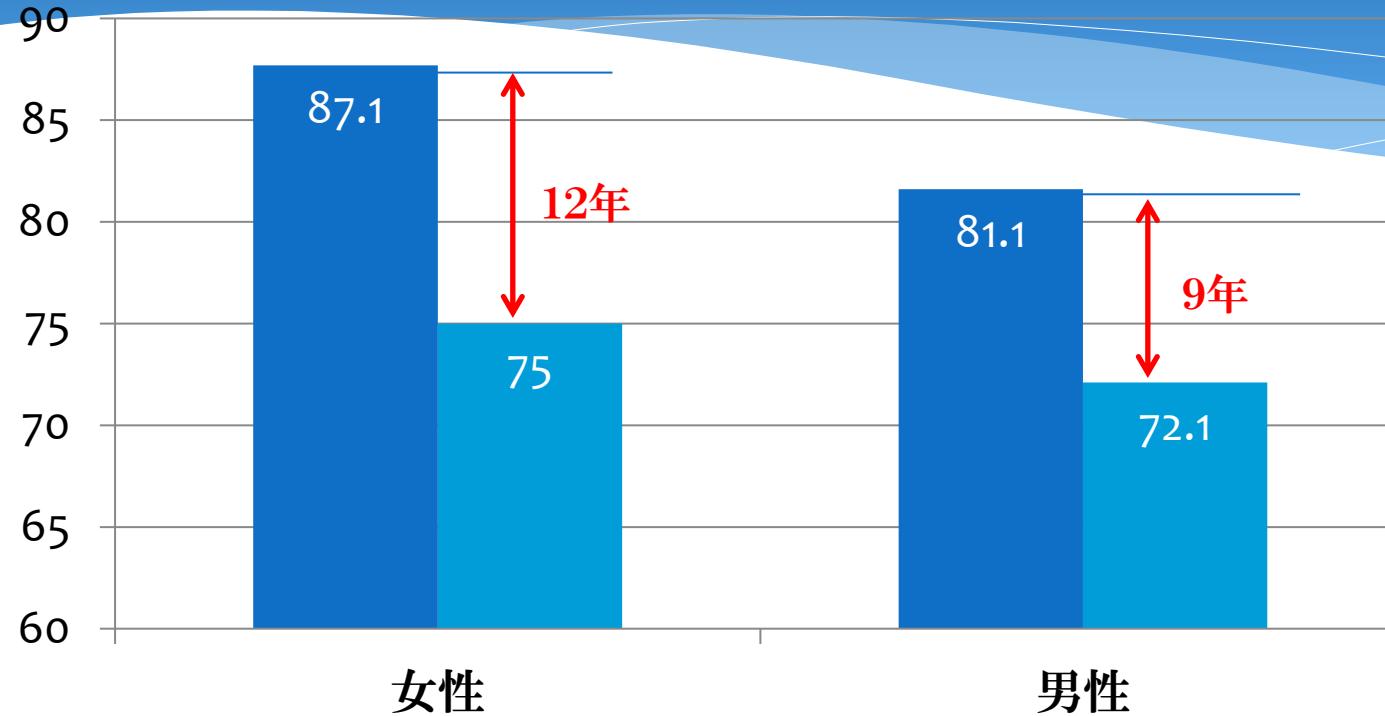
* 健康寿命

女性：75歳
男性：72.1歳

* 健康寿命とは

病気や老化に伴う介護を必要とせず、日常的に自立した生活をおこなえる寿命 (WHO提唱 2000年)

平均寿命と健康寿命



- * 平均寿命と健康寿命の開き
女性12年、男性9年の開きは「医療や介護に支えられた不健康な暮らしを強いられる期間」

おひとり様の老後対策

*任意後見契約

*死後事務委任契約

*遺言

任意後見契約

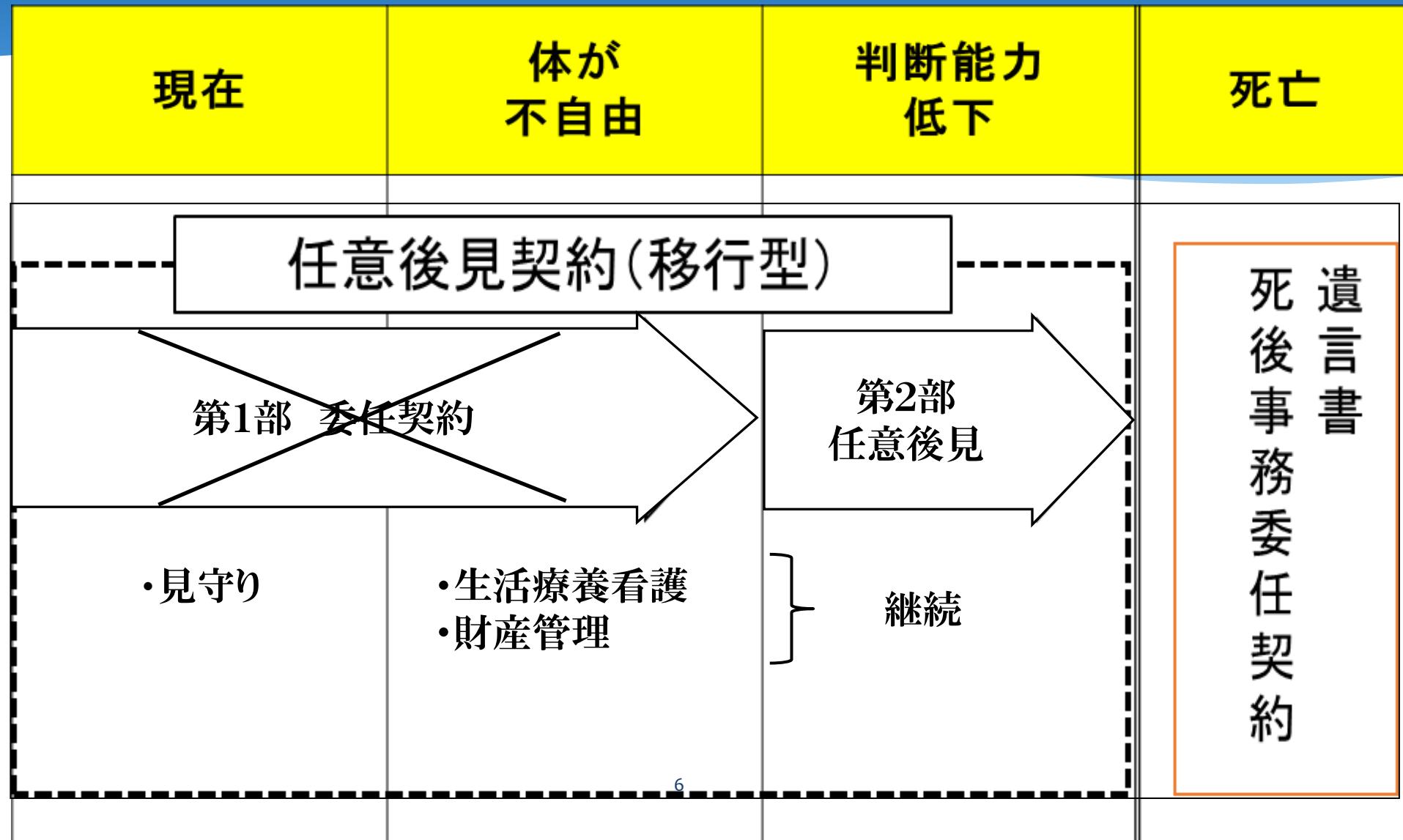
成年後見制度

法定後見

任意後見

	メリット	デメリット
法定後見	・財産がきちんと守られる	・後見人が予め不明
任意後見	・財産がきちんと守られる ・生活療養看護も守られる ・後見人が委任者にとって信頼できる人であることが確認できる	・元気な内に契約締結し、準備しなければならない

任意後見・死後事務・遺言の流れ



死後事務委任契約 手続きの内容

- * 死亡直後の緊急対応
 - * 葬儀・火葬に関する手続き
 - * 埋葬に関する手続き
 - * 行政機関への諸届の手続き、
公共サービス等の解約・精算手続
 - * 入院費、施設利用料の精算手続
 - * 不動産賃貸契約の解約手続き
 - * 住居内の遺品整理
 - * ご関係者への死亡通知の連絡

7

THE YOMIURI SHIMBUN

讀賣新聞

2024年(令和6年)
6月3日月曜日

〒530-8551 大阪市北区野崎町5-9 電話(06)6361-1111(代) www.yomiuri.co.jp

い、または身元がはつきりしてても引き取ら手がない市區町村が、墓地埋葬法や行旅法、生活保護法等に基づき、火葬・埋葬

死後に引き取り手がない「無縁遺体」の取り扱い人數について、読売新聞が政
令市と道府県庁所在地市、東京23区の計41市町区にアンケートを実施したところ、計
69市町区で2022年度までの5年間に3割増加していくことがわかった。国内死因者
者数の増加率を上回るペースで、背景には独居高齢者の増加や親類の引き取り手
者が広がっていることがある。厚生労働省は近く、実態調査へ

Fiscal Year	Number of People (Approx.)
FY 2014	800,000
FY 2015	850,000
FY 2016	900,000
FY 2017	1,100,000

市屋の80%、札幌市の65%、千葉県の40%などだ。大阪市は年別個人数を集計していないが、公営墓地に登録する骨壙のない、遺骨は22年度に3149人、骨は15歳度で3割分であり、18年度比で3割増えていた。和歌山市は無縫遺体の取り扱い人数は千葉県の40%などだ。市は18年度の記録がなかった。市屋は18年度の記録がなかつた。理由について云へば、「独居高齢者世帯が増え、社会老いる」(京都府)、「親族の在り方が多様化して連絡がついても遺体や遺骨の引き取りを拒否される」(東京都中央区)を挙げた。

「無縁遺体」3割増

本社調査
5年間で

引き取り拒否多く

政令市など

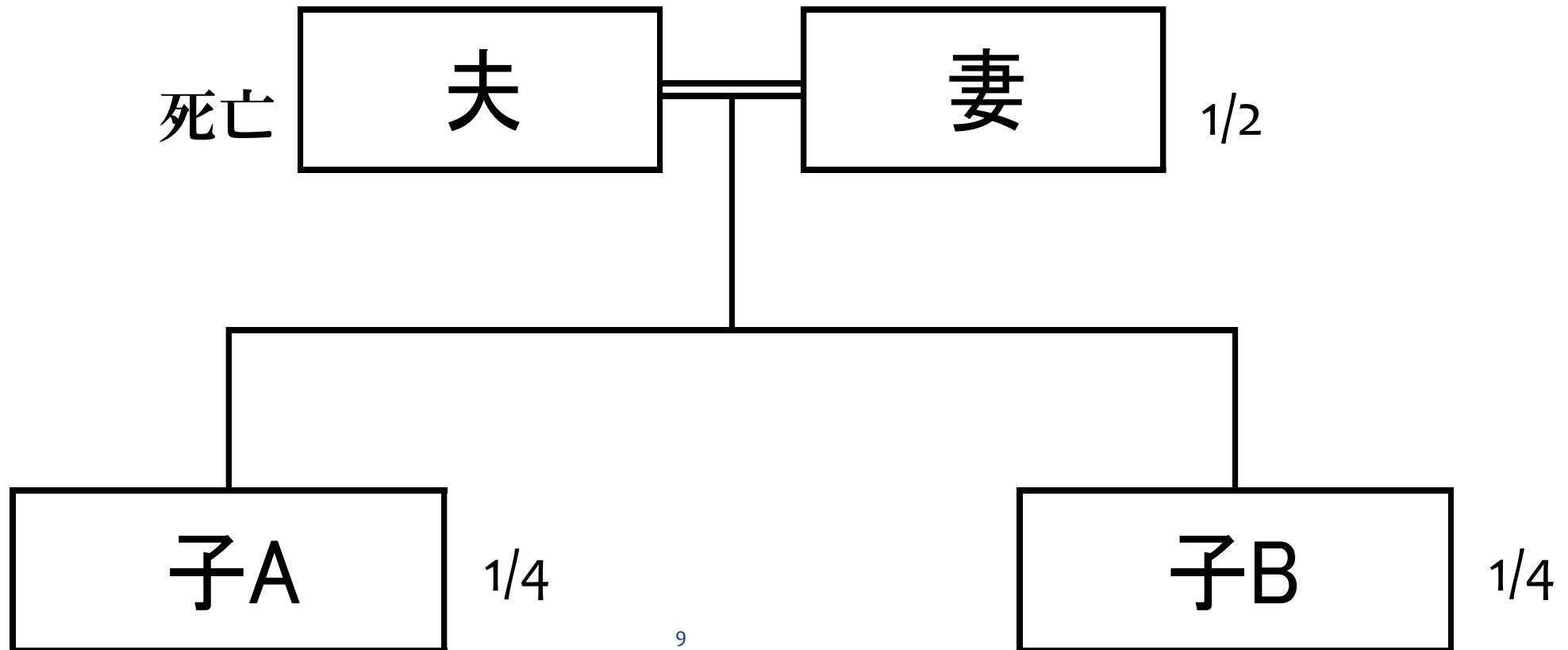
就業人數	説明新開拓へ		
	増加率	22年度	18年度
65%	117人	71人	
31	501	381	
33	1659	1244	
市	80	270	150
	35	595	442
区	30	133	102
	19	326	275
32	1万 1602	8800	

操作表示

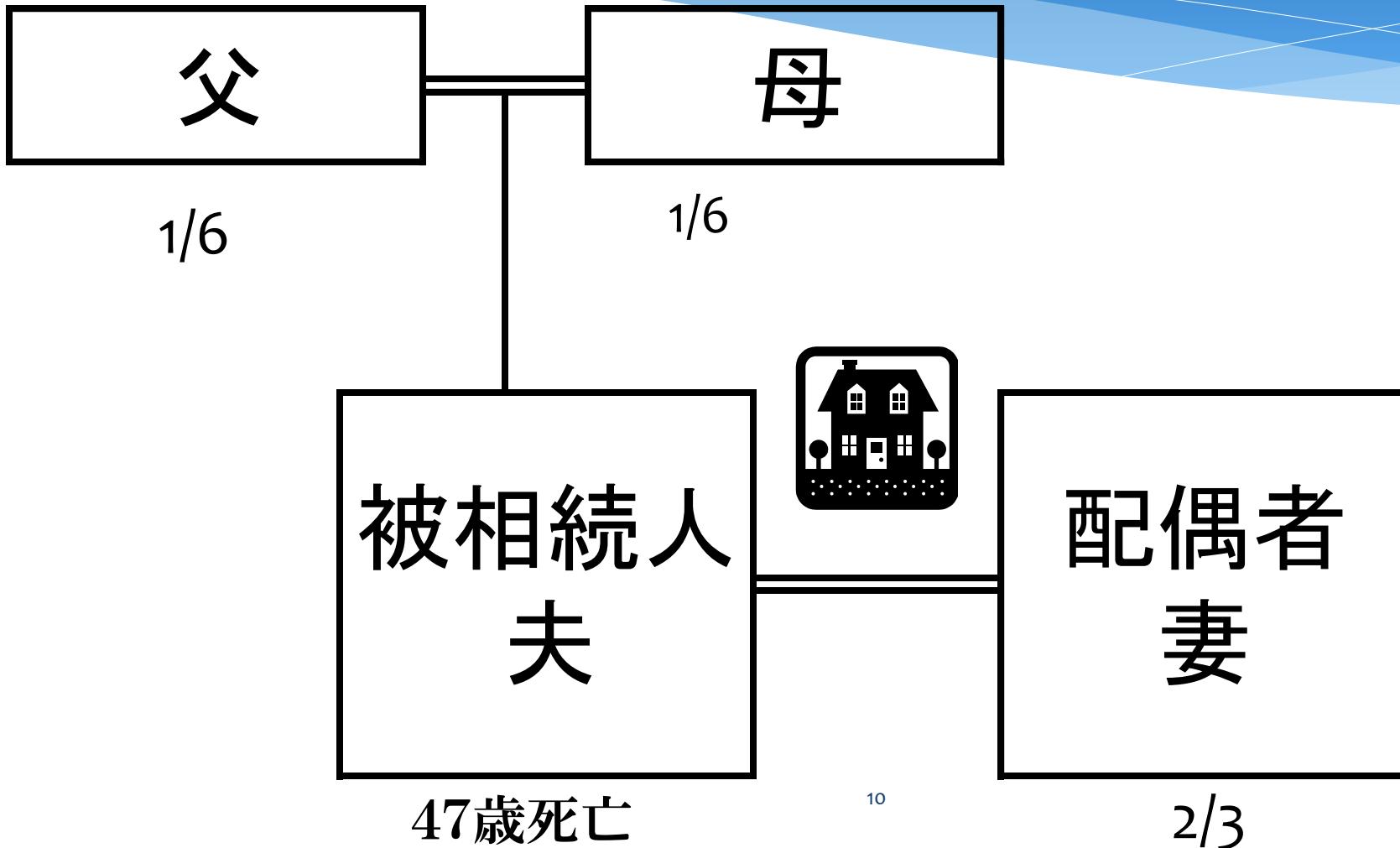
遺言について



法定相続人と法定相続分 第一順位



法定相続人と法定相続分 第2順位(おふたり様)

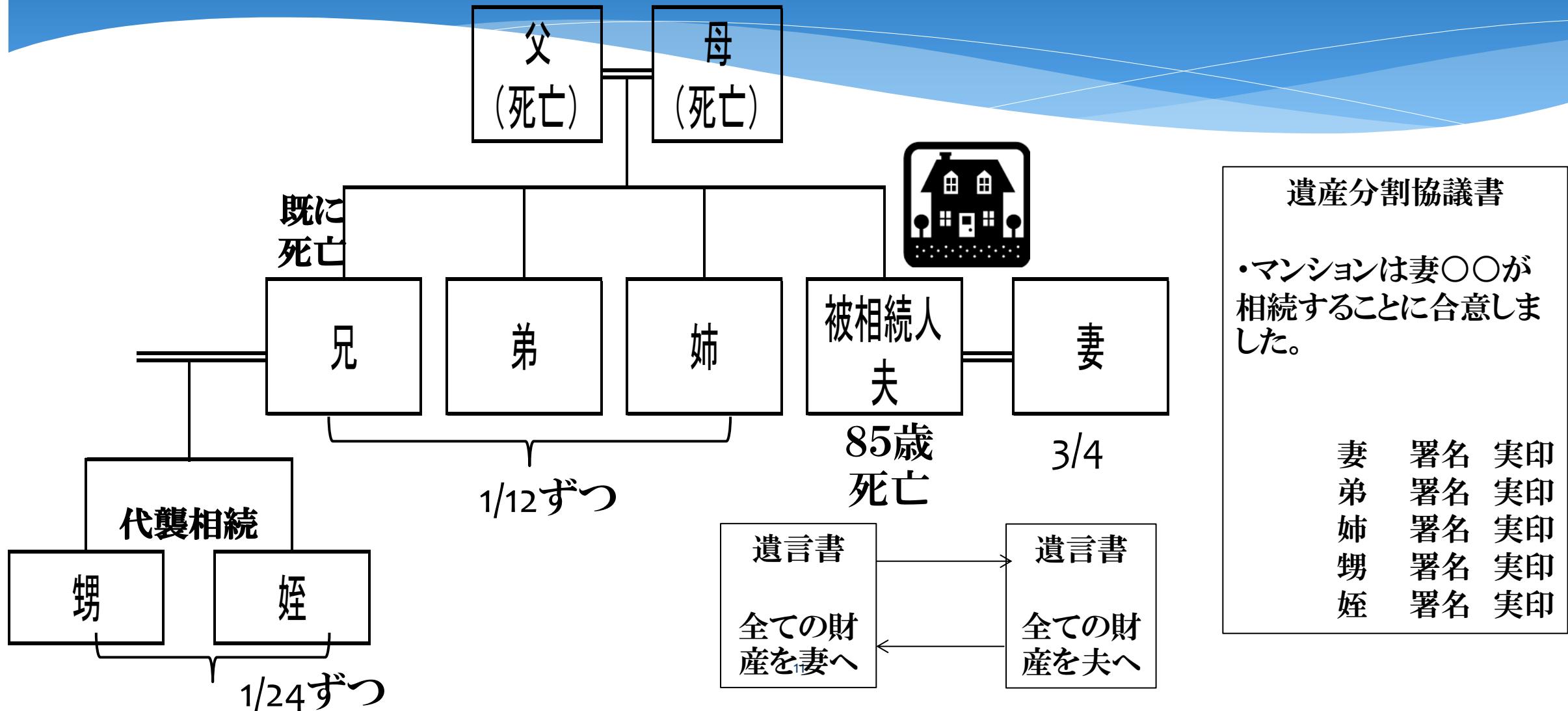


遺産分割協議書

・マンションは妻〇〇が相続することに合意しました。

妻	署名	実印
義父	署名	実印
義母	署名	実印

法定相続人と法定相続分 第3順位(おふたり様) (遺言が絶対必要)



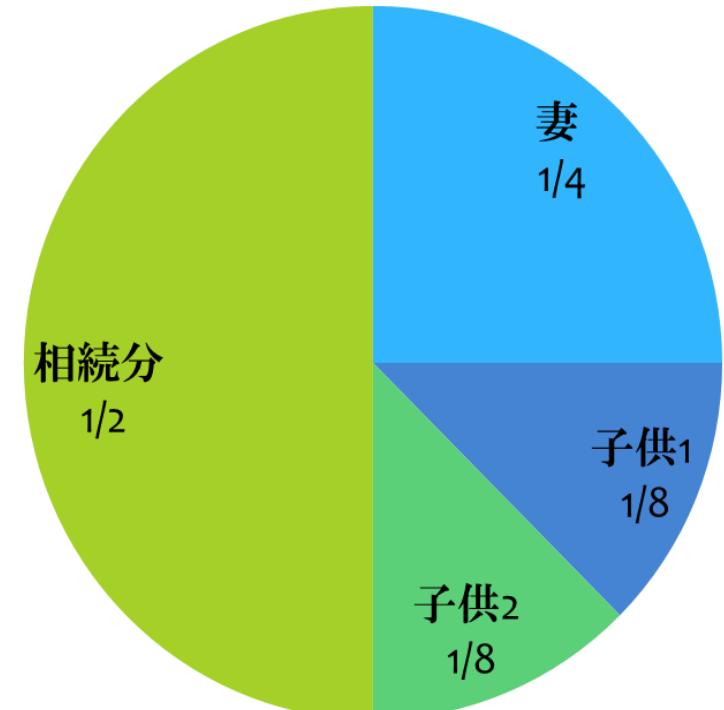
「遺言が絶対」な理由 (おふたりさまご夫婦【おひとり様も】にとって)

- * 理由：遺言者の兄弟姉妹には遺留分の権利はない

* 遺留分とは
相続人が当然取得できるものとして民法
が保証している最低限度の相続分

- * 遺留分制度の立法趣旨のポイント
 - * • 生活保障の確保
 - * • 財産形成への貢献の評価
 - * • 相続の公平性の確保
 - * • 被相続人の自由との調整

遺留分割合



公正証書遺言お勧めの理由

公正証書遺言

メリット

- * 安全確実、証拠力最強
- * 偽造紛失なし
- * 遺言執行時の手続き簡便
- * 信頼度最強

デイメリット

- * 費用

自筆証書遺言

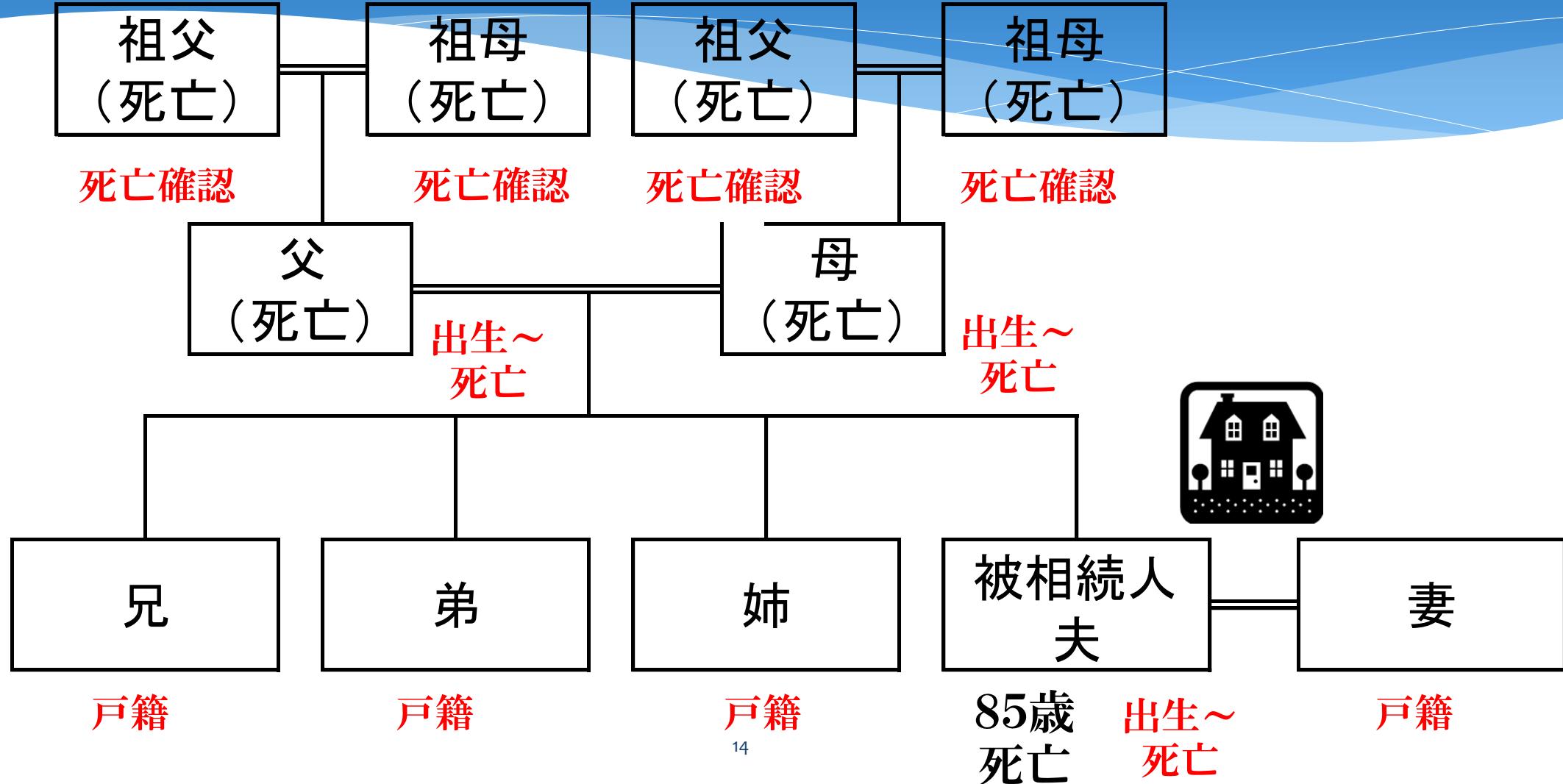
メリット

- * 全文・日付・氏名を自署し押印するだけで、いつでも作成可能
- * 費用

デイメリット

- * 裁判所の検認手続(法務局証明書請求)が煩雑複雑(*1)
- * 遺言執行時の手続きが困難(金融機関によっては拒否される場合あり)
- * せっかく作っても相続人に気付かれない

検認手続(法務局証明書請求)が煩雑 複雑の理由(*1)



公正証書遺言、自筆証書遺言の違い

公正証書遺言

- * 作成者:公証人
- * 作成者立場:公務員
- * 文書種類:公文書
- * 真正推定:○
- * 執行手続:簡便

自筆証書遺言

- * 作成者:遺言者本人
- * 作成者立場:私人
- * 文書種類:私文書
- * 真正推定:△
- * 執行手續:煩雑複雜難解

遺言執行者と付言事項

遺言執行者指定

- * 遺産の管理、その他遺言執行に必要な一切の行為をする遺言執行者を指名できます。

付言事項

- * 遺言者が家族や大切な人へのメッセージとしてご自分の考え方や気持ちを伝えることができます。



ホームページ



おひとり様老後対策事例

ありがとうございました。

NPO法人相続遺言・交通事故支援センター

理事長・行政書士：柴田 文夫

〒651-0057 兵庫県神戸市中央区中尾町10-36

TEL:080-3100-0809